

都市公園制度制定150周年について

- 我が国の都市公園制度は、明治6（1873）年1月に発せられた太政官布達第16号※が始まりとされている。
- 令和5（2023）年は、この太政官布達から150周年を迎える記念の年にあたる。
そのため、令和5年1～12月の一年間を対象に、国・地方公共団体・関係団体が連携した取組を行うことにより、都市公園に対する関心の喚起や意義・必要性の再認識を促し、これからの**都市公園の更なる発展の機会**としたい考え。

都市公園制度制定150周年記念事業の実施

実施方針

- ① 都市公園制度制定150周年記念全国大会の開催
- ② 都市公園制度制定150周年記念顕彰
- ③ 都市公園制度制定150周年を記念する事業の実施
- ④ 都市公園制度制定150周年関係の刊行物の作成

都市公園制度制定150周年
記念事業ポータルサイト



【推進体制】

都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会（一般社団法人日本公園緑地協会、一般財団法人公園財団、公益財団法人都市緑化機構、国土交通省、東京都、大阪府及び仙台市）にて全体の取組方針をとりまとめ、全国の地方公共団体等に協力を依頼。

※ 我が国の公園制度は、1873年（明治6年）の太政官布達第16号によって、江戸時代の緑の名所といった人々が集い、憩う「群衆遊観の地」を「公園」として公有地化し開放することから始まった。この布達に基づいて、東京府において浅草公園、上野公園等が「公園」として指定された。

【出典】平成25年度国土交通白書（第1部第1章第1節 社会インフラの歴史とその役割）

都市公園制度制定150周年記念公園施設登録について

- 都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会（以下、「推進委員会」）では、都市公園制度制定150周年記念顕彰として、「**都市公園制度制定150周年記念公園施設登録**」を実施。
- 本取組は、都市公園制度制定以降150年に亘る長い歴史の中で、都市公園が国民の暮らしやライフスタイルを投影しながら果たしてきた**役割を振り返り**、これらを**象徴し**、**かつ現存する公園施設を登録**の上、先人が築いてきた公園整備のプロセスや市民とのかかわりの歴史としてこれらの**公園施設の事跡を記録**し、広く国民に周知するとともに**次世代に伝える**ことを通じて、都市公園に対する関心の喚起や意義等の再認識を促し、都市公園の更なる発展に寄与することを目的として実施。

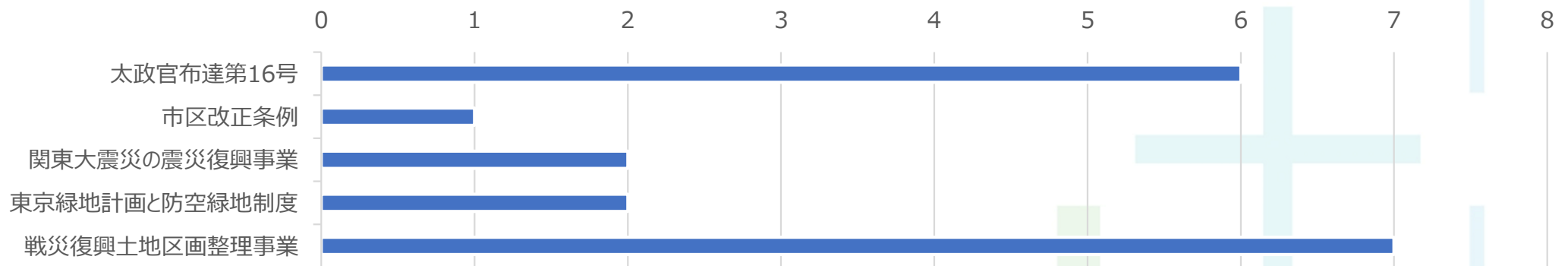
推進委員会で定めた以下の登録基準に該当する都市公園における公園施設で、整備当時のものが現存する施設を対象（建築施設や文化財等は本取組の対象外）とし、地方公共団体等からの申請を踏まえ、登録施設を決定

- ① **都市公園制度制定後の節目となる制度に基づき整備**された都市公園において、当該制度の趣旨に関する事跡を伝える施設又は整備当時の機能等を今も残す施設
例：太政官布達第16号、戦災復興土地区画整理事業、国営公園制度 など
- ② 都市公園が時代の要請やニーズに応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・実装化するなど、**都市公園が果たしてきた役割・機能を象徴し**、一地域にとどまらず**複数地域の都市公園で整備**された施設
例：都市公園に関する施策（オートキャンプ場、健康・運動公園整備事業等の施策公園）に基づき整備された公園施設、全国的な広がりを見せた公園施設（交通公園、プレイスカルプチャー等） など
- ③ **国家的なイベントの会場、重要な事業、災害被害等の復興祈念**の場となった都市公園において、イベントや事業、復興等の事跡を象徴する施設
例：国民体育大会、都市緑化フェア、国際交流、東日本大震災からの復興祈念等に係る公園施設 など

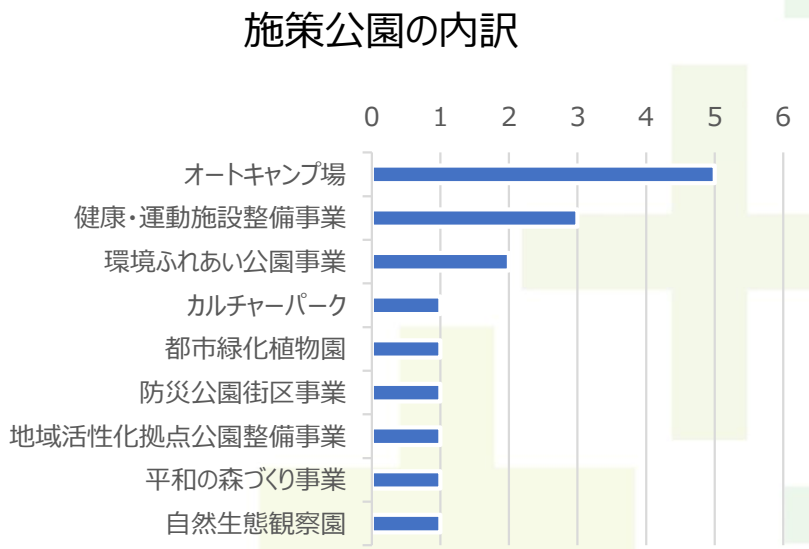
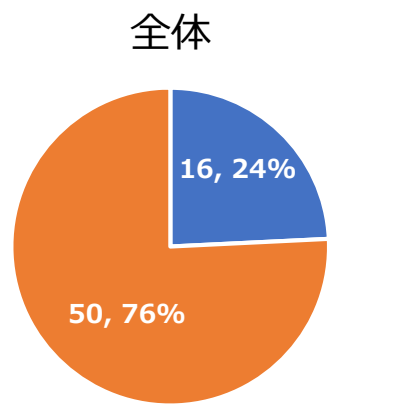
登録施設の概要

○地方公共団体等から申請のあった**165件の公園施設**を、都市公園制度制定150周年記念公園施設として登録。
○うち、登録基準①が35件、②が68件、③が62件

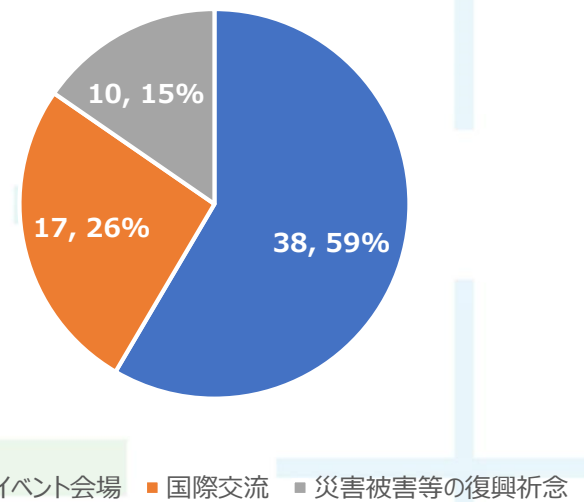
【登録基準①に係る公園施設の内訳】 ※国営公園制度を除く



【登録基準②に係る公園施設の内訳】



【登録基準③に係る公園施設の内訳】



■ 施策公園における象徴的な公園施設
■ その他全国的な広がりを見せた公園施設

■ 国家的なイベント会場 ■ 国際交流 ■ 災害被害等の復興祈念

基準①に係る登録施設の事例

【登録基準①】

都市公園制度制定後の節目となる制度に基づき整備された都市公園において、当該制度の趣旨に関する事跡を伝える施設又は整備当時の機能等を今も残す施設



養老の滝（太政官布達第16号）
養老公園（岐阜県養老郡養老町）



松林（太政官布達第16号）
浜寺公園（大阪府堺市）



ボードワン博士像（太政官布達第16号）
都立上野恩賜公園（東京都台東区）



すべり台（震災復興小公園）
川南公園（東京都江東区）



三ツ池と周辺一帯（防空緑地制度）
県立三ツ池公園（神奈川県横浜市）



大噴水（震災復興土地地区画整理事業）
県庁前公園（富山県富山市）

基準②に係る登録施設の事例

【登録基準②】

都市公園が時代の要請やニーズに応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・実装化するなど、都市公園が果たしてきた役割・機能を象徴し、一地域にとどまらず複数地域の都市公園で整備された施設



オートキャンプ場
オホーツク公園（北海道網走市）



自然生態園（環境ふれあい公園事業）
21世紀の森と広場（千葉県松戸市）



ラジオ塔
調（つきのみや）公園（埼玉県さいたま市）



タコの滑り台（児童の遊び場）
勝山公園（福岡県北九州市）



交通公園（交通知識の習得）
和歌山交通公園（和歌山県和歌山市）

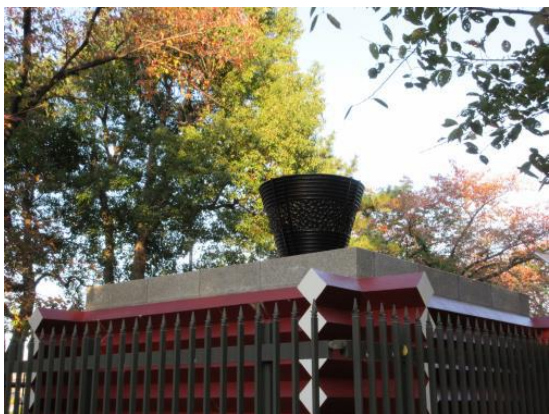


後方支援活動拠点となる運動施設
（防災公園（後方支援活動拠点））
久宝寺緑地（大阪府八尾市）

基準③に係る登録施設の事例

【登録基準③】

国家的なイベントの会場、重要な事業、災害被害等の復興祈念の場となった都市公園において、イベントや事業、復興等の事跡を象徴する施設



昭和39年東京オリンピック聖火台
戸田公園（埼玉県戸田市）



花ひろば（しずおか国際園芸博覧会）
浜名湖ガーデンパーク（静岡県浜松市）



水景園（都市緑化フェア）
京都府立関西文化学術研究都市記念公園
（京都府相楽郡精華町）



中国庭園燕趙園（国際交流）
東郷湖羽合臨海公園（鳥取県東伯郡湯梨浜町）



平和の礎（平和祈念）
平和祈念公園（沖縄県糸満市）



国営追悼・祈念施設（東日本大震災）
高田松原津波復興祈念公園（岩手県陸前高田市）